

# 幼児教育・保育の無償化について

10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化の公立保育園に関する部分についてお知らせします。

## 公立保育園の園児の保護者の皆様へ

### 【対象者・利用料】

- **3歳児(年少)から5歳児(年長)までの全ての子どもたちの保育料が無償化されます。**
  - ただし、通園送迎費、給食の主食に係る材料費、行事費などは、今までどおり保護者の負担になります。
  - また、給食のおかずやおやつ等にかかる材料費(副食材料費)が新たに保護者の負担になります。
    - ・副食材料費の金額や納付方法については後日お知らせします。
- ※ 年収360万円未満相当世帯の児童又は小学校就学前の児童で数えて第3子以降に当たる児童に係る副食材料費は、免除されます。
- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。**
  - 岩倉市では、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児の保育料は、すでに0円であり、今までと変わりません。
  - さらに、子供が2人以上の世帯の保育料の軽減についても、今までと同様に行います。
- 公立保育園を利用されている人については、現在のところ特に申請等の手続きを行っていただく必要はありません。

問合せ先 岩倉市 子育て支援課 保育グループ  
電話 0587-38-5810(直通) 担当 佐久間 宮田